

柏総行第 8 6 号

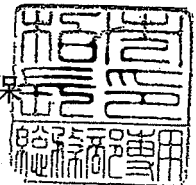
平成 2 9 年 5 月 1 2 日

柏市行政不服及び情報公開・

個人情報保護審議会

会長 梅 田 徹 様

柏市長 秋 山 浩 保



柏市個人情報保護条例の改正について（諮問）

柏市個人情報保護条例（平成 1 6 年柏市条例第 1 1 号。以下「条例」という。）の改正案を市議会平成 2 9 年第 2 回定例会に提出するに際し、改正案に対する意見を聞きたいので、下記のとおり柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 3 号に規定する諮問をします。

記

1 改正の目的

子ども医療費助成（こども部こども福祉課事務所管）の実施に際し必要となる個人市町村民税情報（特定個人情報）について、「情報ネットワークシステム」を活用して照会（他自治体で保有する当該情報に限る）するに当たり所要の改正が必要であるため。

なお、当該事務に係る個人情報保護委員会の規則で定める届出は、平成 2 8 年 9 月 2 7 日付指定様式にて実施済み。

2 改正の経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）が改正（施行日は平成 2 9 年 5 月 3 0 日）されたことに伴い、番号法に規定する法定事務（社会保障制度，税制，災害対策）以外に自治体が条例で規定する独自事務についても情報連携の対象となるよう条文の追加がなされた（新第 1 9 条第 8 号）。

これに伴い、情報連携を活用した特定個人情報の照会・提供を

実施した場合に記録される諸情報（照会者・提供者の名称、提供の求めの日時等の番号法第23条第1項に規定する法定項目）について、法定事務と同様の取扱いを行うことが義務付けられる。

なお、自治体における連携事務の開始時期は平成29年7月を予定。

3 改正案の概要

(1) 定義の追加

情報提供等記録とは、条例第2条第7項で、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録，すなわち「情報提供ネットワークシステムに接続されたその者（番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求めた者又は提供をした者）の使用する電子計算機」に記録された特定個人情報を「情報提供等記録」と定義していた。

その後、番号法第26条で、番号法第19条第8号の規定により条例事務について照会する者や提供する者について番号法第23条を準用する旨規定されたため、同号の規定により提供を求めた者や提供をした者の使用する電子計算機に記録された特定個人情報についても「情報提供等記録」に含めることとした。

また、条例第52条の3に規定している「同法第23条第1項又は第2項に規定する記録」についても、条例事務に係る個人番号の照会や提供のやり取りの記録も含むこととした。

(2) 通知先の追加

情報提供等記録について訂正があった場合に、条例事務についての情報照会者や情報提供者にも通知することを追加した。

(3) 施行期日

公布の日を予定

4 添付資料

(1) 柏市個人情報保護条例の改正について

(2) 新旧対照表

1 改正の要因

番号法（※1）の一部改正（新第19条第8号の追加）により、情報提供ネットワークを活用した個人情報の照会・提供が次のとおり変更になったことによるもの（改正法の施行期日は、平成29年5月30日）

改正前	番号法別表第2の第2欄に掲げる法定事務に限定
改正後	地方自治体の独自利用事務（番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務）についても対象拡大

*概要図については、別添資料のとおり。

2 改正の必要性

柏市個人情報保護条例上、「情報提供等記録」については、利用・提供等に関する特例規定あることから、条例事務についても適用の必要があるため。

3 利用・提供等に関する特例の内容（主なもの）

- ①目的外利用の禁止（利用目的外での利用が想定されない）
- ②利用停止請求の否認（自動保存のため利用制限違反のおそれがない）
- ③開示・訂正請求の移送の不実施（他の機関で決定できる余地がない）

4 改正点

独自利用事務に係る情報提供等の記録についても法定事務と同様の取り扱いとするため、次の改正を行う（一部改正条例提出議案対応）。

改正条文	改正前	改正後
第2条第7項（定義）	法定事務に係る部分のみを定義	独自利用事務に係る個人情報の照会及び提供に関する記録・保存の定義を追加
第52条の3（情報提供等記録の利用、提供等の特例）	法定事務に係る部分のみを規定	表中第5項※独自利用事務に関する照会及び提供に関する項目を追加

※保有個人情報に対する訂正請求について、決定を行った場合の書面通知（通知先：総務大臣，情報照会者，情報提供者）

その他，番号法に新第26条が追加されたことによる条ずれ繰下げ対応箇所あり（第52条の2の表中の番号法「第28条」を「第29条」へ改正）（専決処分対応）

5 施行時期

公布と同時に施行（平成29年6月26日頃を予定）

（参考：オンラインによる情報連携時期⇒平成29年7月を予定）

6 柏市の独自利用事務の状況（平成29年5月現在）

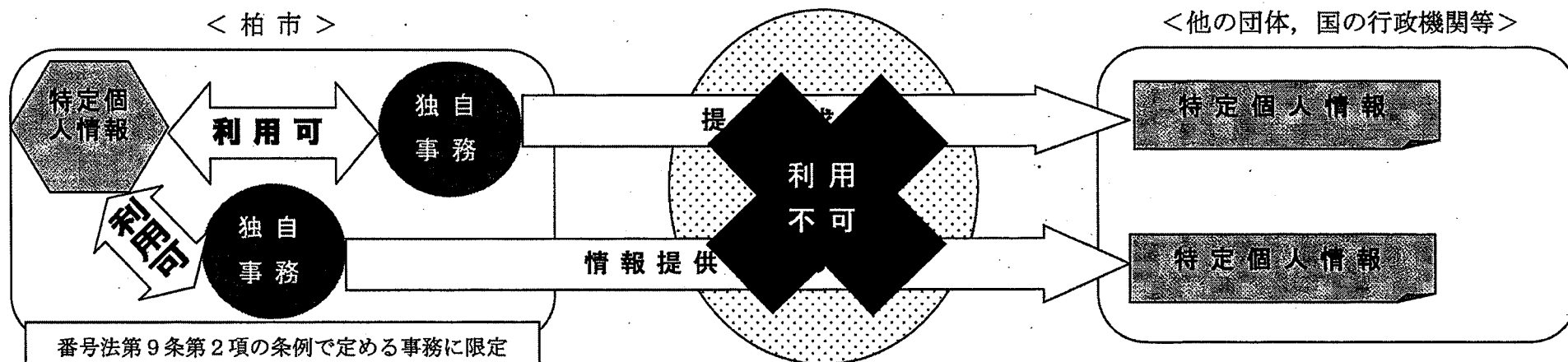
利用予定事務数：1（子供の医療に要する費用の助成に関する事務）

（※1）法の正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

【番号法新第19条第8号の新規制定に伴う番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の情報連携イメージ】

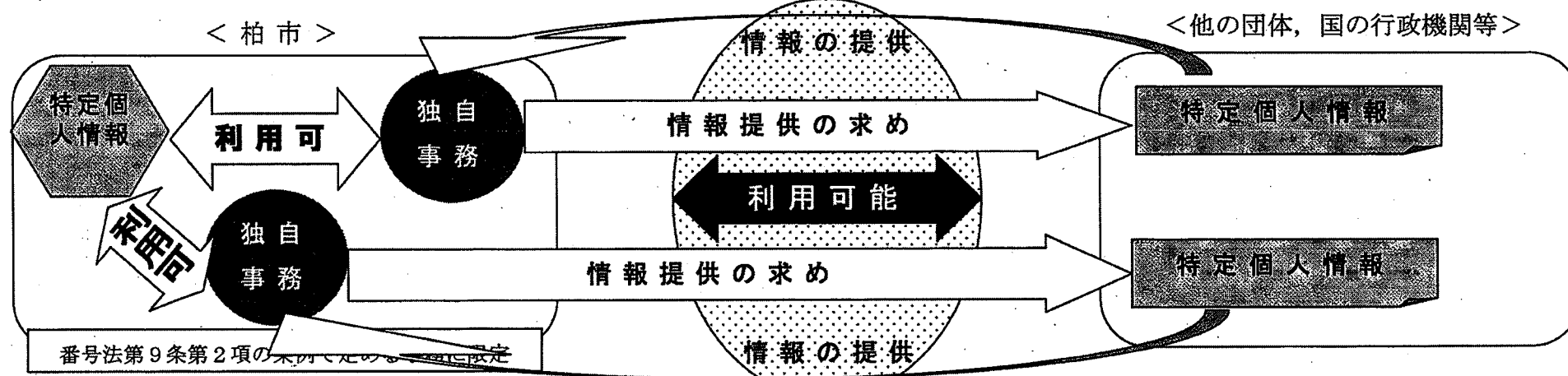
（番号法改正前）

＜情報提供ネットワークシステム（総務大臣）＞



（番号法改正後）

＜情報提供ネットワークシステム（総務大臣）＞



（柏市個人情報保護条例改正の趣旨）

- ・独自利用事務に関し情報連携が可能になったことで、特定個人情報の照会及び提供に係る記録・保存の定義を追加（第2条第7項）
- ・独自利用事務に関する保有個人情報の訂正請求について、訂正決定を行った場合の書面通知先を追加（第52条の3）

番号法新第19条第8号に基づき、柏市が同法第9条第2項の条例で定める事務についても情報提供ネットワークを使用して情報連携を行うことができる。

柏市は、「子供の医療に要する費用の助成に関する事務」について、情報連携予定（情報連携を行うには、個人情報保護委員会への届出が必要）

議案第 号資料

柏市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

柏市個人情報保護条例（平成16年柏市条例第11号）新旧対照表

改正前			改正後		
(定義) 第2条 略 2から6まで 略 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (情報提供等記録の利用、提供等の特例) 第52条の3 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、第5条第2項及び第3項、第8条第2項ただし書、第11条第2項から第6項まで、第12条、第13条、第25条、第30条、第38条並びに第4章第3節の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 略 2から6まで 略 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第52条の3の規定により読み替えて適用する第39条において同じ。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (情報提供等記録の利用、提供等の特例) 第52条の3 実施機関が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に関しては、第5条第2項及び第3項、第8条第2項ただし書、第11条第2項から第6項まで、第12条、第13条、第25条、第30条、第38条並びに第4章第3節の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項から第18条第2号及び第32条第2項まで 略			第11条第1項から第18条第2号及び第32条第2項まで 略		
第39条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)	第39条	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)